

# 行政制度等の調整方針（参考）

平成 1 6 年 5 月

鹿児島地区合併協議会

## 行政制度等の調整方針

事務事業名	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
(10) 町名・字名の取扱い - 1	1 住所の表示 <住居表示実施区域> 鹿児島市 町12番34号 <住居表示未実施区域> 鹿児島市 町1234番地5  2 町数 281町 (うち住居表示未実施町数 32町) 町名 別紙「鹿児島市の町名一覧」 のとおり  3 大字数 なし	1 住所の表示 住居表示実施区域 吉田町牟礼岡一丁目2番3号 住居表示未実施区域 吉田町 (大字名) 1234番地  2 町数 3町 町名 牟礼岡一丁目、 牟礼岡二丁目、 牟礼岡三丁目  3 大字数 5字 大字名 西佐多浦、東佐多浦、 本城、本名、宮之浦	1 住所の表示 桜島町 (大字名) 1234番地  2 町数 なし  3 大字数 10字 大字名 赤水、小池、赤生原、 武、藤野、西道、松浦、 二俣、白浜、横山	1 住所の表示 喜入町 (大字名) 1234番地  2 町数 なし  3 大字数 6字 大字名 瀬々串、中名、喜入、 一倉、前之浜、生見
(15) 国保診療施設事業 - 11	なし	なし	小池診療所と西道診療所を委託方式で 運営している。	なし

(様式2) その2

現 況		課 題	調 整 方 針
松 元 町	郡 山 町		
<p>1 住所の表示 松元町 (大字名) 1234番地</p> <p>2 町数 なし</p> <p>3 大字数 9字 大字名 石谷、福山、春山、 上谷口、直木、入佐、 松陽台、四元、平田</p>	<p>1 住所の表示 郡山町 (大字名) 1234番地</p> <p>2 町数 なし</p> <p>3 大字数 8字 大字名 厚地、東俣、川田、 郡山、西俣、有屋田、 嶽、油須木</p>	<p>鹿児島市と5町とは住所の表示が異なる。 (鹿児島市は、大字名を使用していない。 5町(吉田町の牟礼岡一丁目～三丁目を除く。)は、 大字名を使用している。)</p>	<p>1 鹿児島市の区域内の町及び吉田町の区域内の町 (牟礼岡一丁目から牟礼岡三丁目まで)の区域及び 名称は、現行どおりとする。</p> <p>2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の各 町の区域内の字の区域を廃止し、当該廃止された字 の区域に相当する区域により新たに町の区域を設定 し、その名称については表示案に基づき、各町の意 向を尊重し合併時まで調整するものとする。</p>
なし	なし	桜島町のみ。	合併までに診療施設の取扱いを決定する。

## 行政制度等の調整方針

事務事業名	現況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
(27) 心をつなぐ訪問給食事業 - 30	<p>(事業概要) デイサービスセンター及び老人保健施設で調理された食事を利用者宅へ届ける。</p> <p>(対象者) ・ひとり暮らし高齢者(65歳以上)で、定期的に安否確認及び食生活の手助けを必要とする者。 ・要支援以上の高齢者のみの世帯者。 ・一方が要介護3以上の高齢者のみの世帯で要支援以上の者</p> <p>(利用料) 1食200円</p> <p>(配食回数) 1日1食(昼)</p> <p>・要介護1以上 週6日以内</p> <p>・要支援以下 週3回以下</p> <p>(14年度実績) 実利用者数1,944人、配食数262,560食</p> <p>(委託先 ボランティア団体数14、委託施設25)</p> <p>15年度予算 182,748千円</p>	<p>(事業概要) ひとり暮らし若しくは夫婦暮らし等の高齢者又は身体障害者に毎日の食事を訪問配達することにより、食生活の改善を通じた健康の保持を図るとともに、高齢者等の自立した生活の維持や地域との交流、安否確認など社会福祉の推進を図る。</p> <p>(対象者) 町内に居住する概ね65歳以上の単身者及び高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び疾病等の理由により、食事の調整が困難で日常生活を営むのに支障があるもの。</p> <p>(利用料) 1食400円</p> <p>(配食回数) 1日2食(昼・夕)</p> <p>(配食日) 日曜、祝日以外毎日</p> <p>(14年度実績) 利用登録者数89人、延べ配食数24,530食</p> <p>15年度予算 16,179千円</p>	<p>(目的) 食事の調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅を訪問して栄養バランスのとれた食事を提供すると共に、利用者の安否確認を行う。</p> <p>(対象者) 概ね65歳以上の単身世帯、高齢者世帯及びこれに準ずる身体障害者世帯であって、総合的な理由により食事の調理が困難な者。</p> <p>(内容) 原則として毎日配食サービスを行う。1人当たり1日2食(昼、夕)1週間あたり14食を限度とする。1日あたりの平均配食数は110食を限度とする。</p> <p>(利用料) 1食あたり350円(原材料費)</p> <p>(配食回数) 1日2食(昼・夕)</p> <p>(配食日) 年間365日</p> <p>社会福祉法人桜岳会に委託</p> <p>(14年度実績) 実利用者数97人、延べ配食数34,273食</p> <p>15年度予算 23,909千円</p>	<p>「喜入町給食サービス事業」</p> <p>(事業概要) 老人給食サービスセンターで調理した弁当を4台の配食車で利用者宅へ届ける。</p> <p>(対象者) 町内に住所を有する概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等の者及び障害者等で日常生活に支障のある者。</p> <p>(負担金) 1食300円</p> <p>(配食回数) 1日2食(昼・夕)</p> <p>(配食日) 月～土曜日</p> <p>(14年度実績) 実人数197人、延べ配食数55,471食</p> <p>15年度予算 21,611千円</p>
(28) ゆうあい訪問給食事業 - 23	<p>対象 独居重度身体障害者(1級、2級)及び重度身体障害者だけの世帯の者で調理が困難なもの。</p> <p>利用料 一食 200円</p> <p>配食日 日曜、祝日を除く</p> <p>利用回数 1週あたり6回以内、昼食のみ</p> <p>委託料 一食 600円</p> <p>委託先 2.5施設</p>	<p>対象 概ね65歳以上の単身者及び高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び疾病等の理由により、食事の調整が困難で日常生活を営むのに支障があるもの。</p> <p>利用料 一食 400円</p> <p>配食日 日曜、祝日を除く</p> <p>利用回数 昼・夜</p> <p>65歳未満の利用者なし</p>	<p>対象 概ね65歳以上の単身者、高齢者世帯及びこれに準ずる身体障害者世帯であって、総合的な理由により、食事の調理が困難な者。</p> <p>利用料 一食 350円</p> <p>配食日 毎日</p> <p>利用回数 1週あたり14回以内、昼・夜</p> <p>委託先 社会福祉法人桜岳会</p> <p>65歳未満の利用者なし</p>	<p>対象 概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等のもの及び障害者等で日常生活に支障のある者。</p> <p>利用料 一食 300円</p> <p>配食日 月～土曜日</p> <p>利用回数 昼・夜</p> <p>65歳未満の利用者なし</p>

(様式2) その2

現 況		課 題	調 整 方 針
松 元 町	郡 山 町		
<p>(事業概要) 専門調理施設で調理された食事を対象者宅へ届ける。            (対象者) 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者や虚弱又は寝たきり等の高齢者及び重度身体障害者であって、食事の調理が困難な者。(原則として、同居家族がいる場合や同一敷地内に家族がいる場合は対象外)            (利用料) 1食200円            (配食回数) 1日2食(昼・夕)            (配食日) 月～土曜日            (14年度実績) 実利用者数74人                              配食数31,147食。            松元町社会福祉協議会に委託。            15年度予算 13,884千円</p>	<p>(対象者) 概ね65歳以上の高齢者等で食事の調理が困難で日常生活を営むのに支障がある者。ただし、同居又は同一敷地内等に居住している者がいる場合や介護や援助ができる者がいる場合は除く。            (利用料) 1食350円            (配食回数) 1日2食(昼・夕)            (配食日) 日曜、祝日、8/13～15、年末年始は実施していない。            (14年度実績) 実利用者数101人、延べ配食数37,531食。社会福祉法人に委託            15年度予算 14,500千円</p>	<p>それぞれ配食回数、利用料が異なる。</p>	<p>高齢者に対する配食サービス事業については、合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。            鹿児島市の心をつなぐ訪問給食事業については、合併時までに配食回数を1日2食までとすることなど実施方法について、所要の見直しを行うものとする。            合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>対象 概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者や虚弱又は寝たきり等の高齢者及び重度身体障害者等であって、食事の調理が困難な者。            利用料 一食 200円            配食日 月～土曜日            利用回数 昼・夜            委託先 松元町社会福祉協議会            65歳未満の利用者なし</p>	<p>対象 独居重度身体障害者(1級、2級)、食事の調理が困難な者(概ね65才以上とするが、特に町長が認める場合はこの限りではない)            利用料 1食 350円            配食日 日曜、祝日、8/13～15、年末年始を除く            利用回数 昼・夜            65歳未満の利用者 1人</p>	<p>それぞれ配食数、利用料が異なる。</p>	<p>障害者に対する配食サービス事業については、合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。            鹿児島市のゆうあい訪問給食事業については、合併時までに配食回数を1日2食までとすることなど実施方法について、所要の見直しを行うものとする。            合併する年度は現行どおりとする。</p>